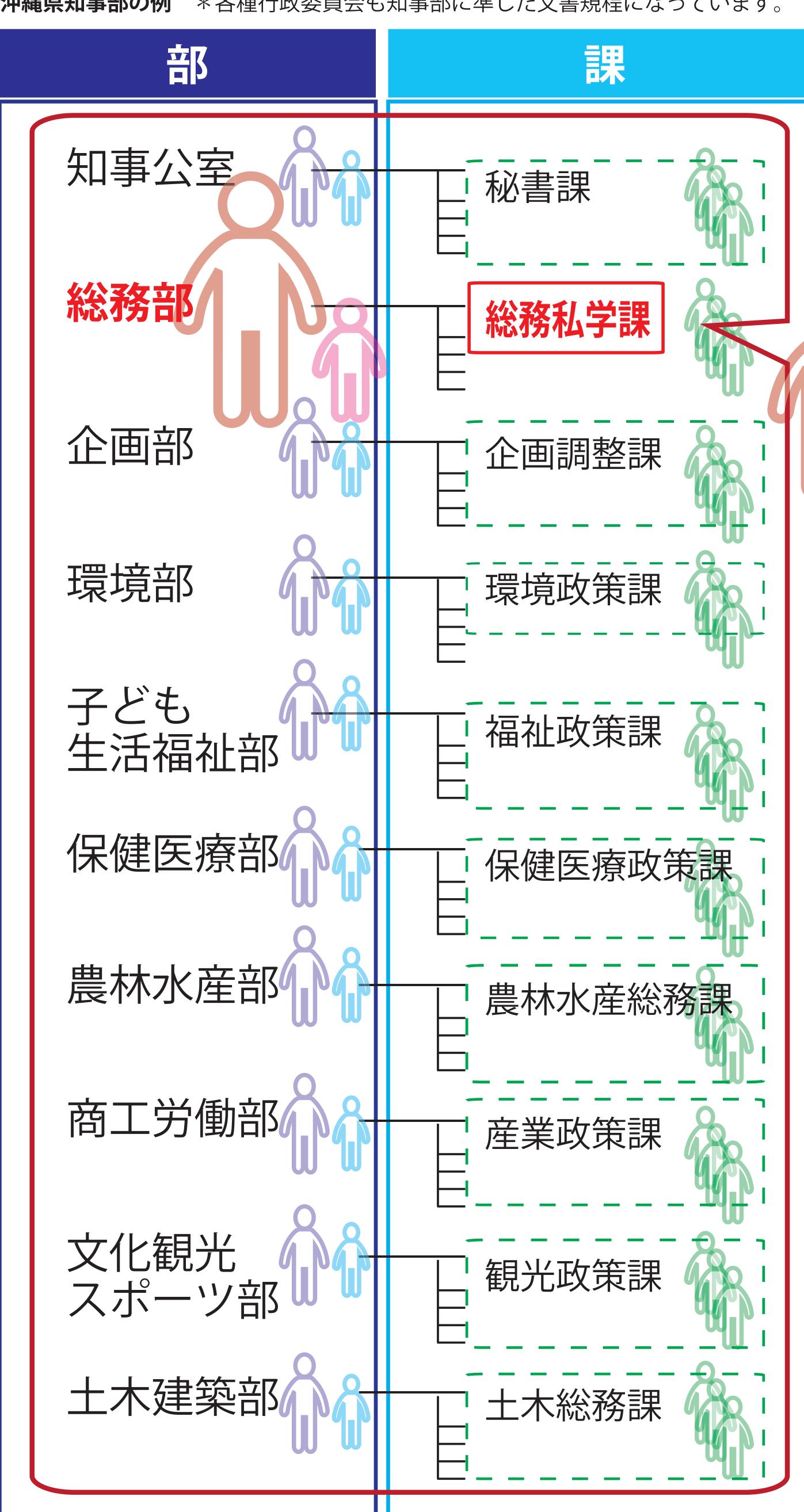
沖縄県の公文書管理

県庁での文書管理

沖縄県は、公文書を適切に管理する目的で各種の 規程を定め、文書の作成・取得から廃棄処分、あ るいは公文書館で永久保存するまでの一連の文書 管理を実施しています(展示室内の「公文書館の 仕事」のパネル展示もご覧下さい)。

《沖縄県の文書管理組織》

文書管理規程 (昭和 49 年 11 月 10 日訓令第 37 号) 第 2 章より 沖縄県知事部の例 *各種行政委員会も知事部に準じた文書規程になっています。



文書の作成・収受

沖縄県知事部では 10 の部全 75 の課にわかれて、多様な行政活動を行っています(平成27 年度現在)。その行政活動において、日々大量の文書が作成・収受されます。

三総務部総務私学課長

知事部全体の文書事務を総括する。

文書保存管理主任

(文書担当の班長を充てる。)

各部の文書主管課長文書管理主任

その部の文書事務の適正な管理及 び保管に努める

- 文書主管課長会議
- 文書管理主任会議

総務私学課長が招集



■各課および出先機関の

文書取扱主任

各課の文書事務の改善に努める

文書取扱主任会議

印事